

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年五月三十一日社員の欠亡により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年六月十七日

大阪府豊中市庄内西町三丁目一番二番二号

医療法人中川 齒科

清算人 中川 重樹

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年四月二十四日、福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年六月十七日

福岡県北九州市小倉北区砂津砂原二六二番地

善光教会

清算人 阪本 志雄

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年六月十七日

新潟県長岡市越路中沢五二三番地

宗教法人御嶽教稻荷教会

清算人 横田 大樹

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年六月十七日

新潟県長岡市関原町一丁目一〇五九番地一

宗教法人御嶽教関原教會

清算人 横田 大樹

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年六月十七日

新潟県長岡市寺泊蔵場町八三七三番地

宗教法人御嶽教御嶽教会

清算人 横田 大樹

配当公告

富山県氷見市幸町九番七八号

破産者 株式会社マルワフード

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部令和五年（フ）第一八一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二七、一六八、一二九円

一、配当することのできる金額

金二六、四四四、八二九円

令和七年六月十七日

富山県高岡市広小路六番九号カネソビル

破産管財人 斉藤 寿雄

第18期決算公告

令和7年6月17日

仙台市宮城野区中野四丁目2番地の35

東北いづみ運輸株式会社

代表取締役 友森 一浩

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資 産 部	流動資産	71,515
	固定資産	16,616
	合 計	88,131
負債純資産及び部	流動負債	26,230
	固定負債	3,372
	株主資本	58,528
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	28,528
	その他利益剰余金	28,528
	(うち当期純利益)	(1,486)
合 計		88,131